政　令

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年二月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十八号

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第二項から第五項まで及び第五十条の規定に基づき、この政令を制定する。

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下この条において「協定」という。）、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された協定」を「二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」に改める。

第二条第五号中「第十三条第一項第四号」を「第十二条第一項第四号」に改める。

第六条第三号中「第十条」を「第九条」に改める。

第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条から第十六条までを一条ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正前の国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第九条の規定は、この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、なおその効力を有する。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年二月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十九号

診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十三条、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十八条、歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十六条、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十七条、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十四条、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十六条、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条の九、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第十一条第一項及び柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（診療放射線技師法施行令の一部改正）

第一条　診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第八条後段、第九条第一項後段及び第二項後段、第十条第一項後段並びに第十三条後段を削る。

第十四条の表第八条の項から第九条第二項の項までを次のように改める。

第八条	設置者	申請書を、行政庁に提出しなければならない
	所管大臣	書面により、行政庁に申し出るものとする
第九条第一項	設置者	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない
	所管大臣	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする
第九条第二項	設置者	行政庁に届け出なければならない
	所管大臣	行政庁に通知するものとする

第十四条の表第十条第一項の項を次のように改める。

第十条第一項	設置者	行政庁に報告しなければならない
	所管大臣	行政庁に通知するものとする

第十四条の表前条の項を次のように改める。

前条	設置者	申請書を、行政庁に提出しなければならない
	所管大臣	書面により、行政庁に申し出るものとする

第十八条中「、第四条第一項、第八条後段、第九条第一項後段及び第二項後段、第十条第一項後段並びに第十三条後段」を「及び第四条第一項」に改める。

（保健師助産師看護師法施行令の一部改正）

第二条　保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条後段、第十三条第一項後段及び第二項後段、第十四条第一項後段並びに第十七条後段を削る。

第二十条中「第十三条第一項前段及び第二項前段」を「第十三条第一項及び第二項」に、「第十四条第一項前段」を「第十四条第一項」に、「第十七条前段」を「第十七条」に改める。

第二十一条の表第十二条の項から第十三条第二項の項までを次のように改める。

第十二条	設置者	申請書を、行政庁に提出しなければならない
	所管大臣	書面により、行政庁に申し出るものとする